



第170期 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時

2023年6月28日(水曜日) 午前10時
(受付開始は午前9時を予定しております。)

場所

静岡県袋井市高尾1129-1
袋井新産業会館キラット
2階 あきはホール

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

目次

招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	20
計算書類	29
監査報告	37
株主総会参考書類	44
第1号議案 剰余金の処分の件	44
第2号議案 取締役9名選任の件	45

ご来場の際は、必ず末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

- 株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は、株主様の混乱を避けご不便のないようにといった観点から、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおり書面にてお送りしております。
- 咳や発熱等の症状がある方は、自他の健康と安全、感染予防の観点から、インターネットまたは書面によって議決権を行使していただき、株主総会へのご出席をお控えください。なお、ご出席される株主様のマスクの着用につきましては、個人の判断となりますが、新型コロナウイルスやインフルエンザの感染拡大状況等により、引き続き会場内でのマスク着用にご協力をお願いする場合がございます。
- お土産、お飲み物はご用意しておりません。

当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

(証券コード 5945)
2023年6月12日
(電子提供措置の開始日 2023年6月6日)

株 主 各 位

静岡県袋井市浅羽3711番地
天龍製鋸株式会社
取締役社長 大石高彰

第170期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第170期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。

なお、本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

【当社ウェブサイト】

https://tenryu-saw.com/ja/irinfo/convocation_notice/



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5945/teiji/>



また、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3頁から4頁の「議決権行使等についてのご案内」に従って、2023年6月27日（火曜日）午後5時までには議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日(水曜日) 午前10時

2. 場 所 静岡県袋井市高尾1129-1
袋井新産業会館キラット 2階 あきはホール

3. 目的事項
報告事項

1. 第170期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 第170期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使等についてのご案内

株主総会ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

2023年6月28日(水)
午前10時

株主総会ご欠席の場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご送付ください。

2023年6月27日(火)
午後5時到着分まで



インターネットによる議決権行使

指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

2023年6月27日(火)
午後5時行使分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

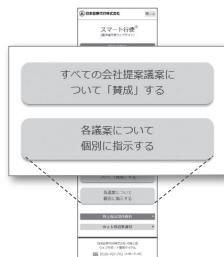
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

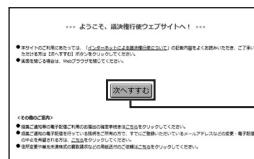
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル
 [電話] 0120 (707) 743
 受付時間 9:00~21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国及び欧州では、インフレ抑制に向けた各国中央銀行による利上げ、ウクライナ情勢の影響による資源・エネルギー価格の高騰等により減速傾向が続いています。中国経済は、ゼロコロナ政策の終了により正常化に向けた動きも見られますが、個人消費や生産活動に弱さがみられ、景気回復のペースは緩やかなものになっています。

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動規制の緩和により、持ち直しの動きはみられるものの、金融引き締めや資源価格高騰などによる世界経済減速の懸念が広がっており、依然として先行き不透明な状況が続いています。

このような状況下、当社グループにおきましては、中期経営計画(2021年度～2023年度)に掲げた「効率的な生産体制の構築」、「新製品の開発および既存技術の向上」等の重点戦略を押し進めるとともに、資源・エネルギー価格の高騰に対応するため販売価格の見直しを行いました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、巣ごもり需要が落ち着いた住宅資材用チップソーの売上減少を主因に、13,530百万円（前期比6.0%減）となりました。利益面では、原材料・エネルギー価格の高騰、人件費の増加等により、営業利益は1,736百万円（前期比37.7%減）、経常利益は2,345百万円（前期比24.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,655百万円（前期比22.3%減）となりました。

(2) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症に対する各国の行動制限の緩和により経済活動の正常化が期待されるものの、金融引き締めや資源価格高騰などによる世界経済減速の懸念が広がっており、依然として経営環境は予断を許さない状況が続くと見込まれます。

このような状況下、2023年度は中期経営計画(2021年度～2023年度)の最終年度となります。コロナ禍とともに発生した巣ごもり需要が、当社主力製品のひとつである住宅資材用チップソーの売上を飛躍的に押し上げ、中期経営計画初年度の2022年3月期には、売上高・利益とも過去最高を記録しました。しかし、2022年度半ばより、この特需は落ち着きを見せ始め、最終年度の2024年3月期には、前年比大幅な売上減少を予想しています。ただし、流通在庫の調整が進んでいるため、2023年度後半にはコロナ禍以前の受注水準へ戻ることを見込んでいます。

また、利益項目についても、原材料・エネルギー価格の高騰を主因に、2023年度計画を下方修正しました。

今後も、引き続き国内外の生産拠点において、より効率的な生産体制を構築し、デジタル技術を活用した自動化の推進を図り、さらなる生産コストの削減に努めてまいります。また、原材料・エネルギー等の価格推移に留意し、必要に応じて販売価格の見直しを図ってまいります。

開発面では、引き続き環境に配慮した新製品開発に努め、カーボンニュートラルに対応した生産設備の導入を推進してまいります。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、1,519百万円であり、その主な内容は、生産設備等の取得です。なお、設備投資の資金調達は、全額自己資金をもって充当しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第167期 (2020年3月期)	第168期 (2021年3月期)	第169期 (2022年3月期)	第170期 (2023年3月期)
売 上 高 (千円)	12,072,560	11,018,056	14,390,242	13,530,502
営 業 利 益 (千円)	1,635,682	1,549,858	2,786,220	1,736,679
経 常 利 益 (千円)	1,734,290	1,752,973	3,085,863	2,345,753
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	1,163,223	1,202,666	2,130,533	1,655,055
1株当たり当期純利益 (円)	251.37	259.89	460.41	357.66
総 資 産 (千円)	28,312,159	30,783,923	33,620,189	34,739,473
純 資 産 (千円)	25,897,330	27,844,062	30,088,323	31,802,504
1株当たり純資産 (円)	5,596.36	6,017.05	6,502.13	6,872.60

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第167期 (2020年3月期)	第168期 (2021年3月期)	第169期 (2022年3月期)	第170期 (2023年3月期)
売 上 高 (千円)	10,179,840	9,195,036	11,715,138	10,593,377
営 業 利 益 (千円)	638,477	390,715	1,001,000	822,125
経 常 利 益 (千円)	1,015,753	914,998	1,921,216	1,556,735
当 期 純 利 益 (千円)	786,399	702,051	1,425,380	1,155,129
1株当たり当期純利益 (円)	169.94	151.71	308.03	249.63
総 資 産 (千円)	25,112,312	27,099,994	27,905,379	27,648,958
純 資 産 (千円)	23,336,226	24,672,806	25,211,502	25,608,832
1株当たり純資産 (円)	5,042.91	5,331.74	5,448.24	5,534.14

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
天龍製鋸(中国)有限公司	1,000百万円	100%	チップソー等の製造加工・販売
TENRYU AMERICA, I N C .	4,500千USドル	100%	チップソー等の販売
TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.	388百万バーツ	100%	チップソー等の製造加工・販売
TENRYU EUROPE GMBH	360千ユーロ	100%	チップソー等の販売
天龍製鋸(大連)有限公司	3,000百万円	100%	チップソー等の製造加工・販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

- ① 鋸・刃物類の製造、加工及び販売
- ② 製材・石材・鉄鋼・農業用等の機械器具の製造、加工及び販売

(7) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

本 社 工 場：静岡県袋井市
 東 京 支 店：千葉県習志野市
 大 阪 支 店：大阪府東大阪市
 秋 田 支 店：秋田県秋田市
 北 陸 営 業 所：富山県富山市
 大 牟 田 工 場：福岡県大牟田市

② 子会社

天龍製鋸(中国)有限公司：中華人民共和国河北省廊坊市
 TENRYU AMERICA, INC.：アメリカ合衆国ケンタッキー州ヘブロン市
 TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.：タイ王国ラヨン県プルワックデー郡
 TENRYU EUROPE GMBH：ドイツ連邦共和国バーデン・ヴュルテンベルク州アーレン市
 天龍製鋸(大連)有限公司：中華人民共和国遼寧省大連市

(8) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団

事業部門等	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
生産	911	△114
販売	78	△1
管理	61	△1
合計	1,050	△116

(注) 上記従業員数には、出向者及びパートタイマーは含まれておりません。

② 当社

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
208	△2	41.1	17.5

(注) 上記従業員数には、出向者及びパートタイマーは含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 22,295,268株
- ② 発行済株式の総数 4,627,431株（自己株式946,386株を除く）
- ③ 株主数 1,628名
- ④ 上位10名の株主の状況

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
天龍製鋸社員持株会	334	7.22
株式会社静岡銀行	227	4.92
遠鉄タクシー株式会社	199	4.30
鈴木寛善	100	2.16
高村博昭	93	2.01
鈴木良策	92	1.99
株式会社河合楽器製作所	90	1.94
皆川源	88	1.90
株式会社SBI証券	84	1.83
株式会社愛知銀行	78	1.71

- (注) 1. 当社は、自己株式946,386株を保有しておりますが、上記の上位10名の株主の状況から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役（2023年3月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
おおいし たかあき 大石 高 彰	代表取締役社長		天龍製鋸（中国）有限公司董事長 天龍製鋸（大連）有限公司董事長 TENRYU EUROPE GMBH代表
はせがわ せい いち 長谷川 清 一	専務取締役	開発技術担当	TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.代表
すずき よし のり 鈴木 良 典	常務取締役	営業担当	TENRYU AMERICA, INC. プレジデント
すずき たつ し 鈴木 達 志	取締役	海外統括部長	
ほりうち とし はる 堀内 敏 晴	取締役	経営管理部長	
すずき まこと 鈴木 真	取締役	生産部長	
り たく じん 李 澤 仁	取締役	中国担当	
すぎやま あきお 杉山 明喜雄	取締役		杉山明喜雄公認会計士事務所所長 杉山明喜雄税理士事務所所長
かわしま た え 河島 多 恵	取締役		河島多恵法律事務所所長
えはら かず や 江原 一 也	常勤監査役		
にわ とし ふみ 丹羽 俊 文	監査役		丹羽俊文税理士事務所所長
おおば しん いち 大庭 晋 一	監査役		税理士法人すばる代表社員

- (注) 1. 取締役杉山明喜雄氏及び河島多恵氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役丹羽俊文氏及び監査役大庭晋一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役丹羽俊文氏及び監査役大庭晋一氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役杉山明喜雄氏、取締役河島多恵氏、監査役丹羽俊文氏、監査役大庭晋一氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員であります。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約は、現在のところ締結しておりません。

③ 補償契約の内容の概要等

取締役及び監査役との間で補償契約は、現在のところ締結しておりません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、会社法上の役員（取締役、監査役）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年7月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の役員報酬は役位別固定報酬と業績連動報酬から構成されております。その決定方法は、総額の限度額を株主総会の決議により決定し、取締役会が指名・報酬委員会へ諮問し、その答申を受けたうえで、代表取締役社長大石高彰が取締役会から委任を受けて、限度額の範囲内で個別の報酬額を決定します。個別の報酬額については、役位別固定報酬は、報酬に関する内規に基づき、各取締役の役位や職責、執行の状況、従業員の給与水準等を総合的に勘案し決定しております。業績連動報酬は、各事業年度における営業利益の目標値に対する達成度合いに基づいて決定しております。

当社の役員報酬の限度額は1991年6月27日開催の第138期定時株主総会において、取締役は年額180百万円以内、監査役は年額45百万円以内と決議されております。なお、第138期定時株主総会終結時点での取締役は8名、監査役は2名であります。

b. 報酬等の割合に関する方針

取締役報酬全体に占める固定報酬と業績連動報酬等の割合は、65:35を目安としております。

ｃ．報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の具体的な種類別の報酬割合及び報酬額については、限度額の範囲内において取締役会が指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けたうえで、代表取締役社長大石高彰に委任するものとします。

これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も熟知しており、総合的な視点から取締役の報酬額を決定できるとともに、機動的な報酬額の決定に資すると判断したためです。

□．当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	122,679 (5,844)	81,787 (5,844)	40,892 (一)	— (一)	9 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	19,938 (6,693)	19,938 (6,693)	— (一)	— (一)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	142,617 (12,537)	101,725 (12,537)	40,892 (一)	— (一)	12 (4)

(注) 上表のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額40,576千円を支払っております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社の関係

社外取締役杉山明喜雄氏及び河島多恵氏、社外監査役丹羽俊文氏及び大庭晋一氏の兼職先とは、特別な関係はありません。

□．主な活動状況

社外取締役杉山明喜雄氏は、当事業年度に開催された取締役会には14回全てに出席し、公認会計士及び税理士として財務及び会計に精通しており、高い見識と幅広い経験のもと、経営に関する助言及び海外子会社を含むリスクの指摘並びに改善策の提案等を行い、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

社外取締役河島多恵氏は、2022年6月28日就任以来、当事業年度に開催された取締役会には10回全てに出席し、弁護士として豊富な経験と専門知識を有しており、客観的・専門的な助言を行い、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、就任以降に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

社外監査役丹羽俊文氏は、当事業年度に開催された取締役会には14回全て、また、監査役会には、14回全てに出席し、税理士として財務及び会計に精通しており、高い見識と豊富な経験のもと、客観的に当社の経営監視の独立性及び中立性を高める立場として、発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

社外監査役大庭晋一氏は、当事業年度に開催された取締役会には14回全て、また、監査役会には、14回全てに出席し、税理士として財務及び会計に精通しており、専門的な見地から、客観的に当社の経営監視の独立性及び中立性を高める立場として、発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(4) 会計監査人に関する事項

- | | | |
|-------------------------|---------|----------|
| ① 名称 | ときわ監査法人 | |
| ② 報酬等の額 | | |
| イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | | 26,620千円 |
| ロ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭 | | |
| その他の財産上の利益の合計額 | | 26,620千円 |
- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
 会計監査人の法令違反、または会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。
 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の「業務の適正を確保するための体制」の概要は、下記のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び全従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすために、天龍製鋸グループの「企業行動規範」の周知徹底を通じ、コンプライアンス意識の向上を図る。
また、法令等に違反する行為などに関する内部通報への適切な仕組みを定めることにより、法令等違反行為の未然防止、早期発見及び是正を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報に関しては、取締役会議事録、内部統制資料、全管理職会議資料、稟議決裁書等を作成・保存し、文書取扱規程の定めに従い適切に管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社を取り巻くリスクを特定したうえで、適切なリスク対応の検討と管理体制の整備を進める。
また、内部監査室にて業務に関するリスク情報を集約し、必要に応じ危機管理の対策を講じるとともに、全従業員への周知を図る体制の整備を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務権限、会議の付議基準を明確にするとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセスなど、会議の運用体制を整備する。
また、経営に関する重要な事項の審議・業務執行の状況等の報告を行うため、毎月の定例取締役会及び必要に応じた随時の取締役会を開催し、意思決定の迅速化を図る。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
海外統括部が関係会社管理規程に基づき関係会社を管理し、経営等に関する資料並びに重要な情報の収集・整理を行う。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社のリスクを特定したうえで、適切なリスク対応の検討と管理体制の整備を進める。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
関係会社管理規程に基づき、海外統括部による業務執行管理及び内部監査室による業務監査などを通じ、業務効率化の助言・指導を行う。
- ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすために、天龍製鋸グループの「企業行動規範」の周知徹底を通じ、コンプライアンス意識の向上を図る。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室に専任者を配置し、必要に応じ監査役会の職務を補助する。

また、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性及び指示の実効性の確保を図る。

- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人等からの監査役への報告又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、常時監査役に報告を行う。

ロ. 監査役は、取締役会に出席するほか、全管理職会議その他の重要な会議に出席し、職務執行状況などの重要な事項の報告を受けるとともに、重要な決議書類等の閲覧、財産状況等の調査を行うことができる体制とする。また、これらの会議及び会計監査人との意見交換などにおいて、監査結果とそれらの指導事項並びにその改善状況などの開示を行い、監査役監査の実効性の確保を図る。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないものとする。

- ⑨ 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用等の請求をした場合、当該請求が監査役職務執行に必要でないと認められた場合を除き、当該請求を処理する。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、外部専門機関との連携を強化しつつ、反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの運用状況については、基本方針に基づき体制の構築と運用が確実に行われるよう努めるとともに、内部監査室による運用状況のモニタリングを実施し、不備・指摘事項などについては取締役及び監査役に直接報告の上、改善への取り組みを図っております。

また、財務報告に係る内部統制の整備・運用体制も活用し、全社的な状況把握と業務の適正化に努めております。

4. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は企業価値の最大化を実現するため、海外への販売を強化するための取組みを行っております。中国、北米、欧州、タイ、インド、メキシコ等へ事業展開を行っております。

世界中のお客様より信頼され期待される品質の維持・向上を目指しており、高性能鋸製造機械や表面処理用設備の導入などを行っております。今後も最新の鋸製造設備の導入や生産システムの構築に投資してまいります。

当社は、これらの取組みを基礎とし、鋸・刃物のパイオニアとして先進技術の開発を進めると同時に、生産拠点として国内に2ヶ所、中国に3ヶ所、タイに1ヶ所の合計6つの工場を有し、

各拠点の特性に応じ、より効率的な生産体制を構築するため、世界基準を考慮した製品の集約化、デジタル技術を活用した自動化の推進や生産能力の増強を図り、更なる生産コストの削減、納期短縮及び品質向上に取り組んでまいります。

当社はこれらに加えて、M&Aや業務・資本提携も視野に入れつつ、さらに企業価値を向上させる諸施策を実施してまいります。

さらに、当社は、「感謝の心をもって、従業員の幸せと株主の幸せを追求し、社会の幸せに結びつけます」の経営理念に基づき、企業活動を通じて社会に貢献し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。そのため、当社では、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実を重要課題と位置づけ、経営の健全性、透明性、効率性の確保を追求しております。

具体的には、独立性のある社外取締役2名を選任して透明性のある経営を実現するとともに、独立性のある社外監査役2名を含む監査役会が取締役の業務執行を監視し、経営監視機能を高めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）の内容の概要

① 本プランの目的

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

② 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

当社は、本プランにおける対抗措置の発動の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経るものとしております。

買収者は、買付等の開始又は実行に先立ち、買付等の内容の検討に必要な所定の情報を提供するものとされ、また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買収者の買付等の内容に対する意見や代替案等の情報を提供するように要求することができます。

独立委員会は、買収者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買収である場合などで、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置として、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てるべきことを勧告します。当社取締役会は、独立委員会の勧告を

最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行います。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施等に関する株主の意思を確認することがあります。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、2022年6月28日開催の当社第169期事業年度に係る定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の国際的な競争力を強化するための取組み及びコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として導入されるものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランについては、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を完全に充足していること、当社第169期事業年度に係る定時株主総会において株主の皆様への承認を得ていること、及び一定の場合に本プランの発動の是非について株主意思確認総会において株主意思を確認することとしていること等株主意思を重視するものであること、独立性を有する社外取締役等のみによって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等の助言を受けるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員への地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 当社は、2019年5月13日開催の当社取締役会及び同年6月27日開催の当社第166期事業年度に係る定時株主総会の決議に基づき更新した当社株式の大量取得行為に関する対応策の有効期間が2022年6月28日開催の当社第169期事業年度に係る定時株主総会終結の時までとされていたことから、2022年5月13日開催の当社取締役会及び同年6月28日開催の当社第169期事業年度に係る定時株主総会の決議に基づき、旧プランを更新しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	18,444,265	流 動 負 債	1,755,000
現金及び預金	8,491,325	支払手形及び買掛金	618,561
受取手形	595,189	未払法人税等	250,510
売掛金	1,693,120	賞与引当金	199,106
有価証券	2,000,068	その他	686,820
商品及び製品	2,726,912	固 定 負 債	1,181,968
仕掛品	759,719	繰延税金負債	1,161,020
原材料及び貯蔵品	2,050,108	退職給付に係る負債	8,867
その他	221,837	長期未払金	6,250
貸倒引当金	△94,017	その他	5,830
固 定 資 産	16,295,207	負 債 合 計	2,936,968
有 形 固 定 資 産	9,514,876	純 資 産 の 部	
建物及び構築物	2,145,938	株 主 資 本	27,848,155
機械装置及び運搬具	4,534,973	資 本 金	581,335
土地	2,496,588	資 本 剰 余 金	552,747
建設仮勘定	153,705	利 益 剰 余 金	28,695,318
その他	183,670	自 己 株 式	△1,981,245
無 形 固 定 資 産	43,291	その他の包括利益累計額	3,954,349
投資その他の資産	6,737,039	その他有価証券評価差額金	1,432,503
投資有価証券	6,137,136	為替換算調整勘定	2,435,494
出資金	59,972	退職給付に係る調整累計額	86,351
長期前払費用	52,513	純 資 産 合 計	31,802,504
退職給付に係る資産	209,469	負 債 純 資 産 合 計	34,739,473
その他	311,098		
貸倒引当金	△33,151		
資 産 合 計	34,739,473		

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書
 (2022年4月1日から
 2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		13,530,502
売上原価		8,920,034
売上総利益		4,610,467
販売費及び一般管理費		2,873,788
営業利益		1,736,679
営業外収益		
受取利息	60,985	
受取配当金	133,643	
為替差益	259,638	
助成金収入	104,695	
その他	52,421	611,383
営業外費用		
リース解約損	377	
休業費用	1,620	
その他	312	2,309
経常利益		2,345,753
特別利益		
固定資産売却益	1,231	1,231
特別損失		
固定資産除却損	11,547	11,547
税金等調整前当期純利益		2,335,436
法人税、住民税及び事業税	608,835	
法人税等調整額	71,545	680,381
当期純利益		1,655,055
親会社株主に帰属する当期純利益		1,655,055

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	581,335	552,747	27,688,107	△1,981,165	26,841,023
当期変動額					
剰余金の配当			△647,843		△647,843
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,655,055		1,655,055
自己株式の取得				△80	△80
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,007,211	△80	1,007,131
当期末残高	581,335	552,747	28,695,318	△1,981,245	27,848,155

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当期首残高	1,542,378	1,607,440	97,480	3,247,299	30,088,323
当期変動額					
剰余金の配当					△647,843
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,655,055
自己株式の取得					△80
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△109,875	828,053	△11,128	707,049	707,049
当期変動額合計	△109,875	828,053	△11,128	707,049	1,714,181
当期末残高	1,432,503	2,435,494	86,351	3,954,349	31,802,504

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数……………5社

連結子会社の名称……………天龍製鋸（中国）有限公司
TENRYU AMERICA, INC.
TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.
TENRYU EUROPE GMBH
天龍製鋸（大連）有限公司

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称……………龍蓮工具（大連）有限公司
TENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITED
TENRYU SAW DE MEXICO, S.A. DE C.V.

連結の範囲から除いた理由……………非連結子会社3社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

持分法を適用していない非連結子会社（龍蓮工具（大連）有限公司、TENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITED、TENRYU SAW DE MEXICO, S.A. DE C.V.）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、いずれも12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製品・原材料・仕掛品……主に総平均法

商品……………主に移動平均法

貯蔵品……………主に最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………当社は定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）
並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につい
ては、定額法を採用しております。

連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～47年

機械装置及び運搬具 4～10年

② 無形固定資産……………定額法を採用しております。

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間
（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率
により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討
し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の
うち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの収益は、主に鋸・刃物類の製造等による販売であり、顧客との契約に基づき製品等を
引き渡す履行義務を負っております。原則として顧客が製品等を受取った時点において、支配が顧客に
移転して履行義務が充足されたとし収益を認識しております。ただし、国内においては出荷時から顧客
の受取時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出入引
取の場合には、貿易条件等に基づき、製品等を船積した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により発生の上連結会計年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」（前連結会計年度15,504千円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記して表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 12,703,268千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 5,573,817株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	647,843	140.00	2022年3月31日	2022年6月29日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2023年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 601,566千円

② 1株当たり配当額 130.00円

③ 基準日 2023年3月31日

④ 効力発生日 2023年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について安全性の高い金融商品で運用しており、投機的な取引は行わない方針です。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、営業業務管理規程に沿った与信管理を通じ、リスクの低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は主に株式・社債であり、時価・信用格付等の把握を通じ、リスクの低減を図っております。支払手形及び買掛金は常時資金繰りを把握し、流動性リスクの管理をしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額887,586千円）は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,249,618	7,249,618	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,641,579	—	—	4,641,579
国債・地方債等	—	9,973	—	9,973
社債	—	798,058	—	798,058
その他	—	1,800,008	—	1,800,008

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、地方債及び社債等は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債及び社債等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	日本	中国	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	
鋸・刃物類	8,049,589	1,927,744	498,227	1,824,564	824,563	13,124,689
その他	262,383	55,108	59,525	17,368	—	394,386
顧客との契約から生じる収益	8,311,973	1,982,852	557,753	1,841,933	824,563	13,519,076
その他の収益	11,426	—	—	—	—	11,426
外部顧客への売上高	8,323,399	1,982,852	557,753	1,841,933	824,563	13,530,502

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「4.会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 6,872円60銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 357円66銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,217,640	流 動 負 債	1,129,059
現金及び預金	3,323,573	支払手形	131,177
受取手形	579,271	買掛金	414,664
売掛金	1,748,666	未払費用	200,481
有価証券	2,000,068	未払法人税等	89,060
商品及び製品	1,501,844	与引当金	194,068
仕掛品	306,812	その他	99,607
原材料及び貯蔵品	683,723	固 定 負 債	911,066
その他	75,451	繰延税金負債	898,518
貸倒引当金	△1,771	退職給付引当金	4,517
固 定 資 産	17,431,318	その他	8,031
有 形 固 定 資 産	5,165,792	負 債 合 計	2,040,125
建物	1,163,593	純 資 産 の 部	
構築物	140,381	株 主 資 本	24,176,329
機械及び装置	1,387,210	資本金	581,335
車両運搬具	9,488	資本剰余金	552,747
工具、器具及び備品	17,171	資本準備金	552,747
土地	2,360,833	利 益 剰 余 金	25,023,492
建設仮勘定	87,112	利益準備金	148,863
無 形 固 定 資 産	38,314	その他利益剰余金	24,874,629
投 資 そ の 他 の 資 産	12,227,211	配当積立金	500,000
投資有価証券	5,813,577	退職給与積立金	350,000
関係会社株式	1,941,113	建設準備積立金	1,000,000
関係会社出資金	4,200,012	研究開発積立金	1,000,000
その他	292,781	公害防止準備金	500,000
貸倒引当金	△20,274	記念事業準備金	100,000
資 産 合 計	27,648,958	海外市場開拓準備金	1,500,000
		土地圧縮積立金	828,044
		建物圧縮積立金	72,235
		別途積立金	2,000,000
		繰越利益剰余金	17,024,349
		自 己 株 式	△1,981,245
		評価・換算差額等	1,432,503
		その他有価証券評価差額金	1,432,503
		純 資 産 合 計	25,608,832
		負 債 純 資 産 合 計	27,648,958

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,593,377
売上原価	8,018,707
売上総利益	2,574,670
販売費及び一般管理費	1,752,545
営業利益	822,125
営業外収益	
受取利息	548
有価証券利息	3,592
受取配当金	495,286
為替差益	204,985
その他	32,323
営業外費用	
休業費用	1,620
リース解約損	377
その他	129
経常利益	1,556,735
特別利益	
固定資産売却益	1,206
特別損失	
固定資産除却損	3,439
税引前当期純利益	1,554,502
法人税、住民税及び事業税	340,499
法人税等調整額	58,873
当期純利益	1,155,129

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	
当期首残高	581,335	552,747	148,863	24,367,343	24,516,207
当期変動額					
剰余金の配当				△647,843	△647,843
当期純利益				1,155,129	1,155,129
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	507,285	507,285
当期末残高	581,335	552,747	148,863	24,874,629	25,023,492

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当期首残高	△1,981,165	23,669,123	1,542,378	25,211,502
当期変動額				
剰余金の配当		△647,843		△647,843
当期純利益		1,155,129		1,155,129
自己株式の取得	△80	△80		△80
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△109,875	△109,875
当期変動額合計	△80	507,205	△109,875	397,330
当期末残高	△1,981,245	24,176,329	1,432,503	25,608,832

(注) 1. その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	配当積立金	退職給与積立金	建設準備金積立金	研究開発金積立金	公害防止金準備金	記念事業金準備金
当期首残高	500,000	350,000	1,000,000	1,000,000	500,000	100,000
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
建物圧縮積立金の取崩						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—
当期末残高	500,000	350,000	1,000,000	1,000,000	500,000	100,000

(単位：千円)

	海外市場開拓準備金	土地圧縮積立金	建物圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
当期首残高	1,500,000	828,044	75,914	2,000,000	16,513,384	24,367,343
当期変動額						
剰余金の配当					△647,843	△647,843
当期純利益					1,155,129	1,155,129
建物圧縮積立金の取崩			△3,679		3,679	—
当期変動額合計	—	—	△3,679	—	510,965	507,285
当期末残高	1,500,000	828,044	72,235	2,000,000	17,024,349	24,874,629

2. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製品・原材料・仕掛品……………総平均法

商品……………移動平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47年

機械及び装置 10年

(2) 無形固定資産……………ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により発生の翌事業年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に鋸・刃物類の製造等による販売であり、顧客との契約に基づき製品等を引き渡す履行義務を負っております。原則として顧客が製品等を検収した時点において、支配が顧客に移転して履行義務が充足されたとし収益を認識しております。ただし、国内においては出荷時から顧客の検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出取引の場合には、貿易条件等に基づき、製品等を船積した時点で収益を認識しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	7,246,083千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	1,017,710千円
3. 関係会社に対する短期金銭債務	205,576千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
売上高	2,884,077千円
仕入高	3,904,647千円
営業取引以外の取引高	361,643千円
2. 通常の売買目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額	
売上原価	24,328千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	946,386株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	58,026千円
未払事業税	7,478千円
棚卸資産評価損	37,600千円
退職給付引当金	1,350千円
投資有価証券評価損	38,751千円
関係会社株式評価損	19,554千円
ゴルフ会員権評価損	21,450千円
その他	22,492千円

繰延税金資産小計 206,704千円

評価性引当額 △120,505千円

繰延税金資産合計 86,199千円

繰延税金負債

建物圧縮積立金	30,810千円
土地圧縮積立金	353,188千円
その他有価証券評価差額金	574,918千円
その他	25,799千円

繰延税金負債合計 984,717千円

繰延税金負債の純額 898,518千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係
子会社	天龍製鋸(中国)有限公司	所有 直接 100%	役員の兼任
	TENRYU AMERICA, INC.	所有 直接 100%	役員の兼任
	TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.	所有 直接 100%	役員の兼任
	TENRYU EUROPE GMBH	所有 直接 100%	役員の兼任
	天龍製鋸(大連)有限公司	所有 直接 100%	役員の兼任

(単位：千円)

会社等の名称	取引内容	取引金額	科目	期末残高
天龍製鋸(中国)有限公司	製品・商品の販売	251,092	売掛金	47,051
	ロイヤルティ等	32,157	売掛金	5,277
	配当金の受取	300,000	—	—
	商品等の購入	2,128,995	買掛金 未払費用	155,102 1,670
TENRYU AMERICA, INC.	製品・商品の販売	1,247,689	売掛金	243,027
	配当金の受取	33,017	—	—
TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.	製品・商品の販売	149,765	売掛金	104,302
	商品等の購入	956,064	買掛金	39,292
TENRYU EUROPE GMBH	製品・商品の販売	565,592	売掛金	260,265
天龍製鋸(大連)有限公司	商品等の購入	817,455	買掛金	9,038

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

1. 製品・商品の価格については、市場価格及び総原価を勘案し、決定しております。
2. ロイヤルティについては、契約に基づいて決定しております。
3. 配当金については、当期純利益を基準とし内部留保とのバランスを考慮して決定しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 5,534円14銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 249円63銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

天龍製鋸株式会社
取締役会 御中

ときわ監査法人

静岡県浜松市

代表社員 公認会計士 河 俣 貴 之
業務執行社員

代表社員 公認会計士 鎌 田 将 行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、天龍製鋸株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、天龍製鋸株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

天龍製鋸株式会社
取締役会 御中

ときわ監査法人

静岡県浜松市

代表社員 公認会計士 河 俣 貴 之

業務執行社員
代表社員 公認会計士 鎌 田 将 行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、天龍製鋸株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第170期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第170期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人ときわ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月1日

天龍製鋸株式会社 監査役会

常勤監査役 江原 一也 ㊞

社外監査役 丹羽 俊文 ㊞

社外監査役 大庭 晋一 ㊞

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第170期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。なお、当期も新型コロナウイルス感染症の影響により、監査役会による海外主要拠点（子会社）往査は実施を見合わせましたが、監査の実効性に支障を来すことがないよう、電話会議や書面による質疑等の代替的な対応を行いました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ときわ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月1日

天龍製鋸株式会社 監査役会

常勤監査役 江原 一也 ㊞

社外監査役 丹羽 俊文 ㊞

社外監査役 大庭 晋一 ㊞

以上

株主総会参考書類

招集
ご通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は2023年10月10日に設立110周年を迎えます。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援、ご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

つきましては、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表し、「連結配当性向30%以上とすることを利益配分の基本方針といたしますが、その時々での投資計画・資金調達・自己株式取得予定等を総合的に勘案し、配当額を決定いたします。」との配当方針に基づく普通配当110円に、110周年記念配当20円を加え、当期の配当を以下のとおり1株当たり130円とさせていただきますと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金130円 総額601,566,030円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月29日

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（9名）は任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	おお いし たか あき 大 石 高 彰 (1967年8月29日)	1990年4月 当社入社 2004年4月 当社営業部営業三課長 2010年7月 当社営業部次長兼営業三課長 2012年6月 当社取締役営業二部長 2018年1月 当社常務取締役一般・メタル部門担当兼営業二部長 2019年6月 当社代表取締役社長（現任） 2021年1月 天龍製鋸（中国）有限公司董事長（現任） 2021年2月 天龍製鋸（大連）有限公司董事長（現任） 2021年7月 TENRYU EUROPE GMBH代表（現任）	11,000株
2	すず き よし のり 鈴 木 良 典 (1960年9月24日)	1983年4月 当社入社 1997年7月 当社営業部営業一課長 2007年6月 当社取締役営業部長 2010年8月 TENRYU AMERICA, INC.フレンダント（現任） 2012年6月 当社取締役営業一部長 2018年1月 当社常務取締役電動・OEM部門担当兼営業一部長 2019年6月 当社常務取締役営業担当 2020年9月 当社常務取締役営業担当兼国際営業部長 2021年3月 当社常務取締役営業担当（現任）	14,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	すず き たつ し 鈴木 達志 (1965年6月21日)	1991年4月 当社入社 2002年12月 当社営業部貿易課 2004年11月 TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.代表 2013年6月 当社取締役アジア担当 2015年7月 当社取締役管理部長 2021年3月 当社取締役海外統括部長 (現任)	5,100株
4	ほり うち とし はる 堀内 敏晴 (1958年1月2日)	2013年2月 当社入社 2013年5月 当社経理部長 2015年4月 当社総務部長 2017年6月 当社取締役総務部長 2021年3月 当社取締役経営管理部長 (現任)	6,000株
5	すず き まこと 鈴木 真 (1960年7月19日)	1983年4月 当社入社 2005年4月 当社生産部課長 2009年5月 当社生産部次長 2009年7月 当社生産部長 2019年6月 当社取締役生産部長 (現任)	7,100株
6	り たく じん 李 澤 仁 (1963年4月19日)	1996年1月 当社入社 1997年2月 天龍製鋸 (中国) 有限公司出向 2013年5月 天龍製鋸 (中国) 有限公司総経理 (現任) 2018年6月 天龍製鋸 (大連) 有限公司総経理 (現任) 2020年6月 当社取締役中国担当 (現任)	3,500株
7	【新任】 つか はら とし ひろ 塚原 俊弘 (1967年7月2日)	2001年1月 当社入社 2007年4月 当社営業部特販課長 2012年6月 当社営業二部特販課長 2015年7月 TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.代表 2023年3月 当社生産部生産課課長 (現任)	100株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	すぎやま あきお 杉山明喜雄 (1957年10月25日)	1983年9月 監査法人太田哲三事務所（現・EY新日本有限責任監査法人）入所 1992年1月 杉山明喜雄公認会計士事務所所長（現任） 杉山明喜雄税理士事務所所長（現任） 2007年6月 当社社外取締役（現任）	1,000株
9	かわしま たえ 河島多恵 (1979年4月22日)	2007年9月 弁護士登録 大石康智法律事務所入所 2014年8月 河島多恵法律事務所所長（現任） 2022年6月 当社社外取締役（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。なお、候補者が選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。
3. 杉山明喜雄氏及び河島多恵氏は社外取締役候補者であります。
4. 杉山明喜雄氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、公認会計士及び税理士として高い見識と幅広い経験により、特にコーポレート・ガバナンスについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことを期待したものであります。また、同氏が再任された場合は、引き続き指名・報酬委員会の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- 河島多恵氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その経歴を通じて客観的、専門的な助言、監督等を行っていただくことを期待したものであります。また、同氏が再任された場合は、引き続き指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

5. 当社は、杉山明喜雄氏及び河島多恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届出しております。両氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定です。
6. 杉山明喜雄氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。河島多恵氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。なお、会社法施行規則第74条に定める取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記を含め他に記載すべき事項はございません。

【ご参考】

第2号議案が承認可決された場合の取締役・監査役のスキルマトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の経営体制は、以下のとおりとなる予定です。

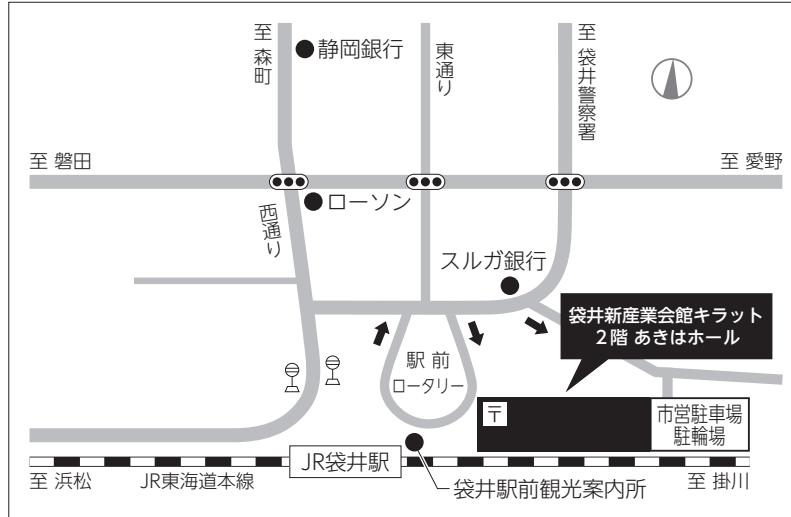
なお、以下の一覧表は各役員が有する全てのスキル・経験を表すものではありません。

	氏名	社外	スキル・経験						
			経営	営業・ マーケティング	製造・ 技術	国際ビジネス・ グローバル	財務会計	企業法務・ リスク管理	サステナビリティ・ ESG
取締役	大石高彰		●	●					●
	鈴木良典		●	●		●			●
	鈴木達志		●	●		●			●
	堀内敏晴		●				●		●
	鈴木 真		●		●				●
	李 澤仁		●		●	●			●
	塚原俊弘			●	●	●			
	杉山明喜雄	○					●		
	河島多恵	○						●	
監査役	江原一也			●		●		●	
	丹羽俊文	○					●	●	
	大庭晋一	○					●		

以上

株主総会会場ご案内図

会場：〒437-0023 静岡県袋井市高尾1129-1
袋井新産業会館キラット 2階 あきはホール
電話：(0538) 31-2961



【交通機関】

JR袋井駅から → 秋葉口（北口） 徒歩1分

国道1号線から → 袋井警察署のある交差点を南へ3分

※会場周辺の駐車場には限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

